

# 知財の広場

## 「事業を継続・成長させるために」

INPIT 知財総合支援窓口では、創業検討中の方から中小企業の方まで様々な方(=相談者)からの相談支援だけでなく、相談者以外の方へ知的財産の重要性を知ってもらうために周知活動もさせていただいています。この「知財の広場」を読まれている方は、知的財産に関して、よくご存じかと思いますが、今回は知的財産に関して説明させていただきます。

はじめに、あなたの商品・サービスを顧客に提供する場合、顧客は、その商品・サービス自体に対して対価を支払っているのか？(図1のイメージ)、それとも、あなたならではの製法、ノウハウ、デザイン、ブランドなどの知的財産から生まれた商品・サービスに対して対価を支払っているか？(図2のイメージ)を考えたことがあるでしょうか？

もしかすると、あなたの商品・サービスに含まれる知的財産は、あなたの強みかもしれない。その強みを保護するものとして特許権、意匠権、商標権などの知的財産権があります。

ご存じのように知的財産権は、商品のような有形資産と違って、無形資産であるため、知財担当者以外の方は、あまりその存在を意識していないことも多いかと思えます。

一度、事業を継続・成長させるために、あなたの強みになる知的財産の棚卸をしてみませんか？



図1

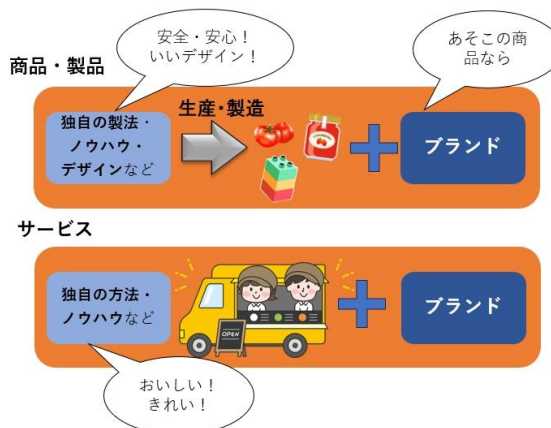


図2

INPIT 滋賀県知財総合支援窓口 (TEL.077-558-3443) にご相談ください。

有元 幸郎 (知財ナビゲーター)